

謝 辞

本教訓集を作成するにあたり、宮城県沖地震（昭和 53 年）、兵庫県南部地震（平成 7 年）、三陸南地震（同 15 年）、十勝沖地震（同 15 年）における災害対応の前線で活躍された職員（当時職員でおられた方を含む）の方々からは、当時の貴重なご経験をお話いただきました。

また、北陸地方整備局、同長岡国道事務所、新潟県、（独）土木研究所からは、災害対応の様子を示す貴重な写真を提供いただきました。

さらに、「道路管理における震後対応能力向上の基本方針に関する検討委員会」におきまして、東北大学大学院 今村教授（委員長）、東北工業大学 村井教授、東北大学大学院 海野教授他、委員の皆さまから貴重なご助言をいただきました。

ここに記して謝意を示します。

9. <参考資料>

(1) 参考文献

○ 本文中参照資料

阪神淡路大地震の反省点等について、平成 7 年 6 月 29 日、近畿地方建設局

○ その他参考資料

災害時行動マニュアル、平成 14 年 3 月、国土交通省東北地方整備局

大震災に学ぶ－阪神・淡路大震災調査研究委員会報告書－第Ⅱ巻、土木学会関西支部、平成 10 年 6 月

阪神・淡路大震災教訓集、人と防災未来センター、平成 17 年 1 月

土木構造物の震災復旧マニュアル(案)、(財)土木研究センター、

道路震災対策便覧（震後対策編）、(社)日本道路協会、平成 8 年 10 月

道路震災対策便覧（震災復旧編）、(社)日本道路協会、平成 14 年 7 月

(2) 関連法令

○ 道路法

【道路管理者による通行規制】 関連 P. 6

第 46 条（通行の禁止又は制限）

道路管理者は、左の各号の一に掲げる場合においては、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、**道路の通行を禁止し、又は制限することができる。**

1. **道路の破損、欠壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合**
2. 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合

2 道路監理員（第 71 条第 4 項の規定により道路管理者が命じた道路監理員をいう。）は、前項第 1 号に掲げる場合において、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

【道路管理者による車両の撤去】 関連 P. 6

第 67 条の 2（長時間放置された車両の移動等）

道路管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、道路の改築、修繕若しくは**災害復旧に関する工事**又は除雪その他の道路の維持の施行のため緊急やむを得ない必要がある場合においては、**道路に長時間放置された車両について、現場に当該車両の運転をする者その他当該車両の管理について責任がある者がいないときに限り、当該車両が放置されている場所からの距離が 50 メートルを超えない道路上の場所に当該車両を移動することができる。**この場合において、当該車両が放置されている場所からの距離が 50 メートルを超えない範囲の地域内の道路上に当該車両を移動する場所がないときは、自動車駐車場、空地、この項前段に規定する場所以外の道路上の場所その他の場所に当該車両を移動することができる。

2 道路管理者は、前項の規定により車両を移動し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者に車両を移動させようとするときは、あらかじめ、当該地域を管轄する警察署長の意見を聴かなければならない。

3 道路管理者は、第 1 項後段の規定により車両を移動したときは、当該車両を保管しなければならない。この場合において、道路管理者は、車両の保管の場所の形状、管理の態様等に応じ、当該車両に係る盗難等の事故の発生を防止するため、道路管理者が当該車両を保管している旨の表示、車輪止め装置の取付けその他の必要な措置を講じなければならない。

4 道路管理者は、前項の規定により車両を保管したときは、当該車両の所有者又は使用者（以下この条において「所有者等」という。）に対し、保管を始めた日時及び保管の場所を告知し、その他当該車両を所有者等に返還するため必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

5 道路管理者は、車両が放置されていた場所における道路の改築、修繕若しくは災害復旧に関する工事が完了し、又は除雪その他の道路の維持の施行が終了した場合その他第3項の規定による保管を継続する必要がなくなつた場合においては、遅滞なく、同項の規定により保管した車両を当該車両が放置されていた場所又はその周辺の場所に移動しなければならない。

○ **工事又は作業を行なう場合の道路の管理者と警察署長との協議に関する命令**

(昭和三十五年十二月三日総理府・建設省令第二号)

【**工事等を行う際の警察との協議**】 関連 P. 7

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第八十条第二項の規定に基づき、工事又は作業を行なう場合の道路の管理者と警察署長との協議に関する命令を次のように定める。

1 道路法（昭和三十七年法律第八十号）による道路の管理者は、道路の維持、修繕その他の管理のため道路において工事又は作業（以下「工事等」という。）を行なおうとするときは、あらかじめ、当該工事等に係る場所を管轄する警察署長（以下「所轄警察署長」といい、当該工事等に係る場所が同一の都道府県公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長。以下同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を記載した文書を送付するものとする。

- 一 工事等の時期
- 二 工事等の方法の概要
- 三 工事等を行なう場合における道路交通に対する措置

2 所轄警察署長は、前項の規定による文書の送付を受けたときは、すみやかに文書により回答するものとする。

3 **緊急を要し、かつ、あらかじめ文書により協議するいとまがないときは**、文書による協議に要する期間内に終了する工事等又は工事等の一部であつて文書による協議に要する期間内に行なわれるものに限りに、前二項の規定にかかわらず、**口頭により協議することができる。**